

 $\blacksquare$ 次

ページ

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (二一・教育庁

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則 (二二・義務教育 総務課)......1

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則 (二三・特別支援教育課) ..... 2 1

## 教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年六月十七日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第二十一号

市町村立学校職員の給与等に関する規則 (昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

三号)の一部を次のように改正する。

を「大館市」に改める。 「 大館市」に改め、同表二級地 ( 平成八年一月一日指定 ) の項中「北秋田郡田代町」 別表第十三の一級地(昭和四十七年五月一日指定)の項中「北秋田郡比内町」を

別表第十三の三平成十四年一月一日指定の項

-	۲ .					
" 上小阿仁村	北秋田郡田代町					
- を						

大館市

北秋田郡上小阿仁村

に改める。

附 則

この規則は、 平成十七年六月二十日から施行する。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年六月十七日

秋田県教育委員会委員長 渡 部

聡

秋田県教育委員会規則第二十二号

(費負担教職員の定数を定める規則 (昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

Ш		73		75		*	
<b>帝</b>		₹		秋田市		部	
-				라		<del>- 1</del>	
-13	1	+	÷	<del>-11</del>	÷	+11	<u>/</u>
=	"	"	"	"	"	*	"
14	40	19	48	85	158	127	189
_	5	<b>→</b>	5	5	16	9	13
0	1	_	0	2	3	2	6
а	0	1	4	8	12	9	13
18	46	22	57	100	189	147	221
-							

別表中

者 秋

田

購読料金

一月三千六百七十五円 (税込)

秋田市山王四丁目一番一号 県

印 印 刷 刷 者 所

秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail: matsubara @matsubarainsatsu.co.jp は株式会社 松 原 印)刷 社 株式会社 松 原 印)刷 社

**P100** 古紙配合率100%